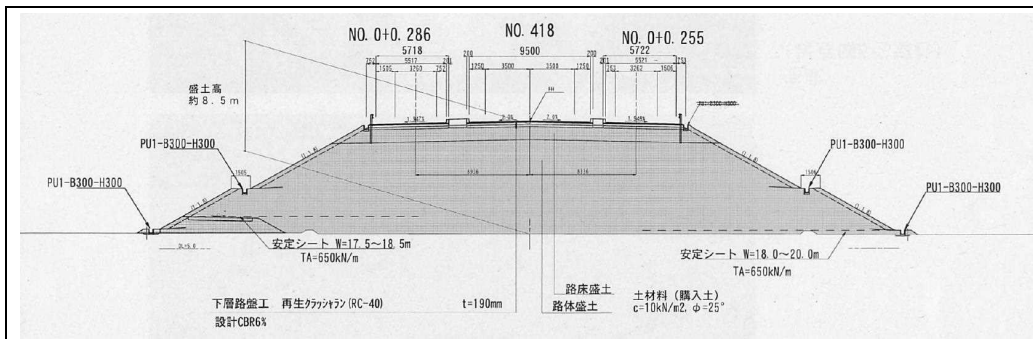


【状況写真】



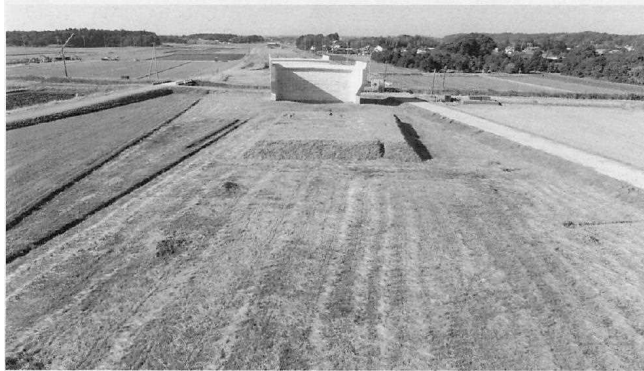
出典：海匠土木事務所提出資料

【断面図】



出典：海匠土木事務所提出資料

【現地写真】



着手前
(終点側から望む)



完成
(終点側から望む)



着手前
(起点側から望む)



完成
(起点側から望む)

出典：海匠土木事務所提出資料

- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式
- ④ 設計額及び請負金額：当初設計額 402 百万円、変更後設計額 445 百万円、請負金額 403 百万円
- ⑤ 支出額：403 百万円
- ⑥ 令和 5 年度への繰越額：なし
- ⑦ 着工日：令和 3 年 9 月 14 日
- ⑧ 完了日：令和 4 年 6 月 27 日
- ⑨ 令和 5 年度への明許繰越の有無：なし
- ⑩ 令和 5 年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：あり
- ⑫ 補助金の有無：あり
- ⑬ 前払いの有無：あり 145 百万円
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

(2) 手続

一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書（標準仕様書、共通仕様書、特記仕様書）、工事出来形報告書、工事検査調書、工事検査実施通知書及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 下請負人の社会保険の加入について（意見）

【現状・問題点】

千葉県が発注する土木工事に係る標準的な建設工事請負契約書においては、その第 8 条の 2 において、受注者は健康保険法（第 48 条）、厚生年金保険法（第 27 条）及び雇用保険法（第 7 条）に規定する届出をしていない建設業者を下請負人としてはならない旨が規定されている。この点に関して、土木事務所等では、元請業者である受注者から下請業者選定通知書の提出を受け、添付資料として建設工事下請業契約書を添付させている。

また、受注者と下請業者との間では、「千葉県建設工事適正化指導要綱」において、下請業者との契約に当たって「法定福利費」を内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示するよう義務付けている。この点に関して、千葉県の複数の土

木事務所等の事務を確認したところ、元請業者から下請業者との間の注文書や下請業者からの見積書等入手し、これらの書類に法定福利費が「うち書き」で記載されているかどうかの確認が概ね実施されていた。

しかし、本工事の下請業者選定に係る関係書類を閲覧したところ、元請業者と下請業者の間の請書だけがファイルに綴じられており、法定福利費が内訳明示された見積書等を確認することはできなかった。そこで、海匠土木事務所に対して確認したところ、「施工体制台帳の添付書類に見積書は含まれていません。また、千葉県建設工事適正化指導要綱第 12 条及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る千葉県入札・契約事務運用マニュアル」の規定に基づく施工体制等点検表に、法定福利費に関する確認項目はありません。」とのことであり、海匠土木事務所では、元請業者から提出された下請業者との間の注文書や下請業者からの見積書等に法定福利費が「うち書き」で記載されているかどうかについて確認すること等によって、下請業者の法定福利費が必要経費として適切に確保されているかどうかを確認することは行っていないとのことであった。

しかし、元請業者が下請業者との契約に当たり、「法定福利費」を内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示するよう義務付けられている（千葉県建設工事適正化指導要綱）にもかかわらず、元請業者がこの義務を履行しているかどうかを発注者が何ら確認しないというのは適当ではない。元請業者が下請業者の法定福利費を必要経費として適切に確保しているかどうかについて、発注者が証拠書類の提出を求めて確認を行うことで、元請業者に対する牽制機能が発揮され、千葉県建設工事適正化指導要綱が求める雇用条件等の改善施策の実効性が担保されるものと考えられる。

【結果（意見）：海匠土木事務所】

元請業者に対して、下請業者との間の注文書や下請業者からの見積書等を提出させ、これらの書類に法定福利費が「うち書き」で記載されているかどうかを確認するよう要望する。

② 工期の設定方法について（意見）

【現状・問題点】

本工事については、占用工事の遅延や天候不良により、工期が度々延期されている。本工事の工期変更の履歴を示すと次のとおりである。

【本工事の工期変更の履歴】

区分	工期延期届 提出日	(変更後) 工期	変更理由
当初契約	—	令和3年9月14日～ 令和4年3月12日	—
第1回 変更契約	令和4年2月17日	令和3年9月14日～ 令和4年3月31日	本工事で使用する進入路において、占有者による電柱移設工事が遅延したため、土砂運搬車両の現場への進入が出来なかったため。
第2回 変更契約	令和4年3月30日	令和3年9月14日～ 令和4年5月31日	本工事で使用する進入路において、占有者による電柱移設工事が遅延したため、土砂運搬車両の現場への進入が出来なかったため。
第3回 変更契約	令和4年5月16日	令和3年9月14日～ 令和4年7月20日	降雨等の天候不良により、盛土工事の施工に遅延が生じたため。

出典：工期延期届に基づき監査人作成

県土整備部では、年度末において、事故繰越案件を取りまとめて、一括して事故繰越申請書を提出し、知事の承認を受けている。そのため、本工事のように令和4年3月12日が工期末である案件について、やむを得ない事情によって次年度への繰越の必要が生じた場合には、年度末までの期間がわずかであったとしても、一旦、年度末を工期末とする変更契約を締結せざるを得ない状況になっている。本工事については、令和4年2月17日の工事延期届提出時点において、「本工事で使用する進入路において、占有者による電柱移設工事が遅延したため、土砂運搬車両の現場への進入が出来なかったため」という理由で、令和4年5月31日まで工期を延期すべきことが明らかになっているものの、一旦、令和4年3月31日を工期末とする変更契約を締結せざるを得ない状況になっており、契約事務の非効率が生じている。

ここで、海匠土木事務所によると、工期の設定については、「『適正な工期設定について(通知)』に基づき、準備期間や施工日数等を積み上げた工期により発注しています。」とのことであったが、契約事務の効率性を勘案すれば、当該通知に基づいて適正に見積もった工期の工期末が、年度末から例えば20日程度の比較的近い期日であったとすれば、やむを得ない事情による遅延のリスクを勘案し、

余裕を持って、契約上の工期末を3月下旬の2月定例県議会の閉会後にしておくことが望ましいと考えられる。

なお、実際の工事完了が契約上の工期末よりも相当程度前倒しになることは何ら差し支えないと考える。事実、本工事においても、第3回変更契約における工期末は令和4年7月20日であるものの、実際の工事完了日は令和4年6月27日であり、見積りよりも1か月近く早く工事が完了している。

【結果（意見）：海匠土木事務所】

適正に見積もった工期の工期末が年度末から比較的近い期日であった場合には、やむを得ない事情による遅延のリスクを勘案し、余裕を持って、契約上の工期末を3月下旬の2月定例県議会の閉会後に変更契約を締結可能な日付に設定することを検討するよう要望する。

③ 不備のある請求書を受領した際の事務について（意見）

【現状・問題点】

本工事の最終の請求書を確認したところ、日付の記載がないことが判明した。なお、当該請求書には記載事項にチェックの証跡が付されていることから、海匠土木事務所では、受領した時点において、当該請求書に日付の記載がないことを認識していたものと考えられる。

そこで、相手先に対して日付の入った請求書の再発行を要求しなかった理由について海匠土木事務所に質問したところ、「一般的に請求書には、請求者の住所、氏名、請求先の氏名、請求の内容、請求金額、請求年月日等の記載が必要とされていますが、その様式は法令明文をもって定められていないため、提出のあった請求書が請求年月日の記載がなかったとしても、それが債務者として本来履行すべき内容を具備しているものであれば、これを有効な請求書として取り扱わざるを得ないものと考えております。」との回答であった。

しかし、請求年月日の記載が一般的な必要的記載事項であるという認識があるのであれば、請求年月日の記載がない請求書を受領した時の対応として、まずは、発行者に対して再発行を要求するべきであり、それを行わずに「有効な請求書として取り扱わざるを得ない」とする対応は適当ではない。

なお、令和5年10月1日から開始された適格請求書等保存方式においては、適格請求書発行事業者が発行する適格請求書の記載事項が法定化されている（消費税法第57条の4第1項）ことから、今後は、記載事項に不備のある請求書を受領した場合には、速やかに、発行者に対して再発行を要求するという事務を徹底すべきであると考えられる。

【結果（意見）：海匠土木事務所】

今後は、記載事項に不備のある請求書を受領した場合には、速やかに、発行者に対して再発行を要求するという事務を徹底するよう要望する。

2 社会資本整備総合交付金工事（八木拡幅道路改良工その2）（国）126号

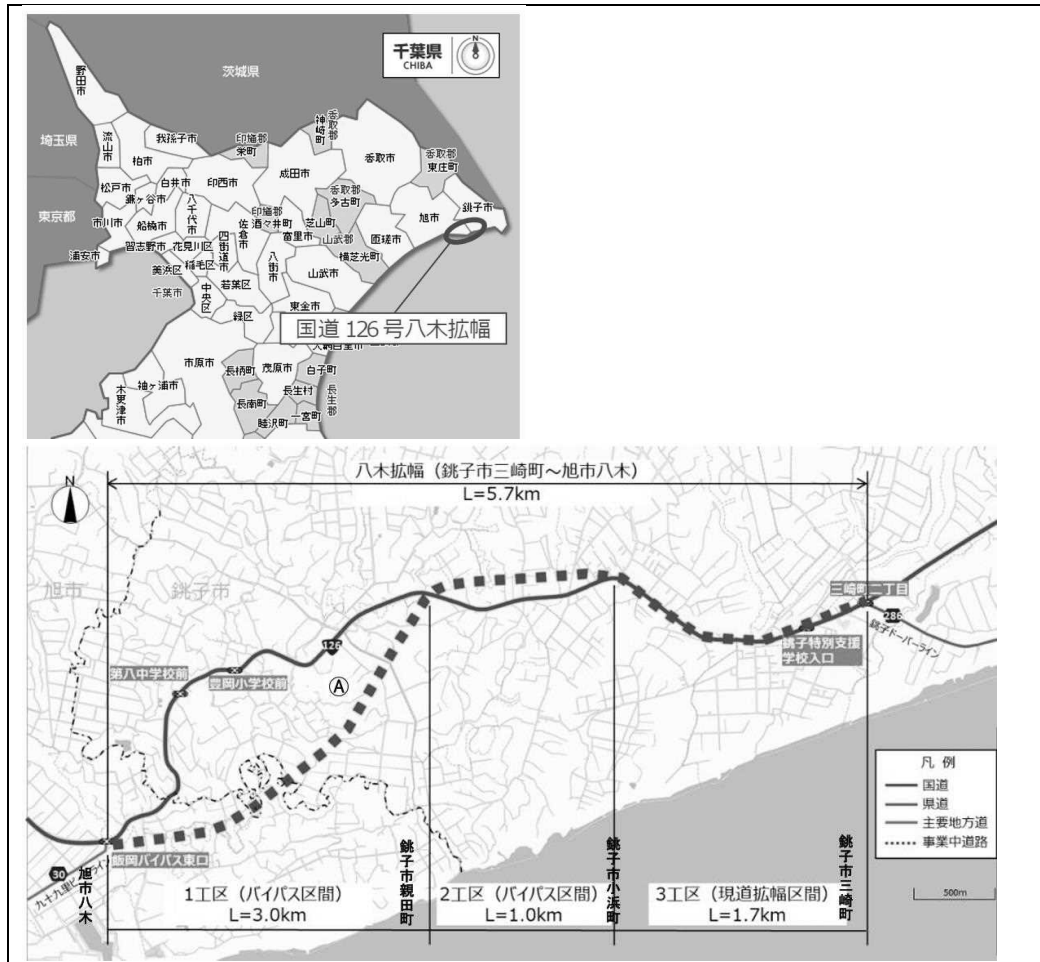
（1）概要

① 事業の必要性

国道126号八木拡幅事業は、銚子市三崎町から旭市八木までの約5.7kmの事業であり、現国道126号の交通混雑緩和、線形不良による事故多発区間の改善、幅員狭小区間における歩行者の安全性の確保のほか、利便性の向上による地域活性化に大きく寄与するものである。

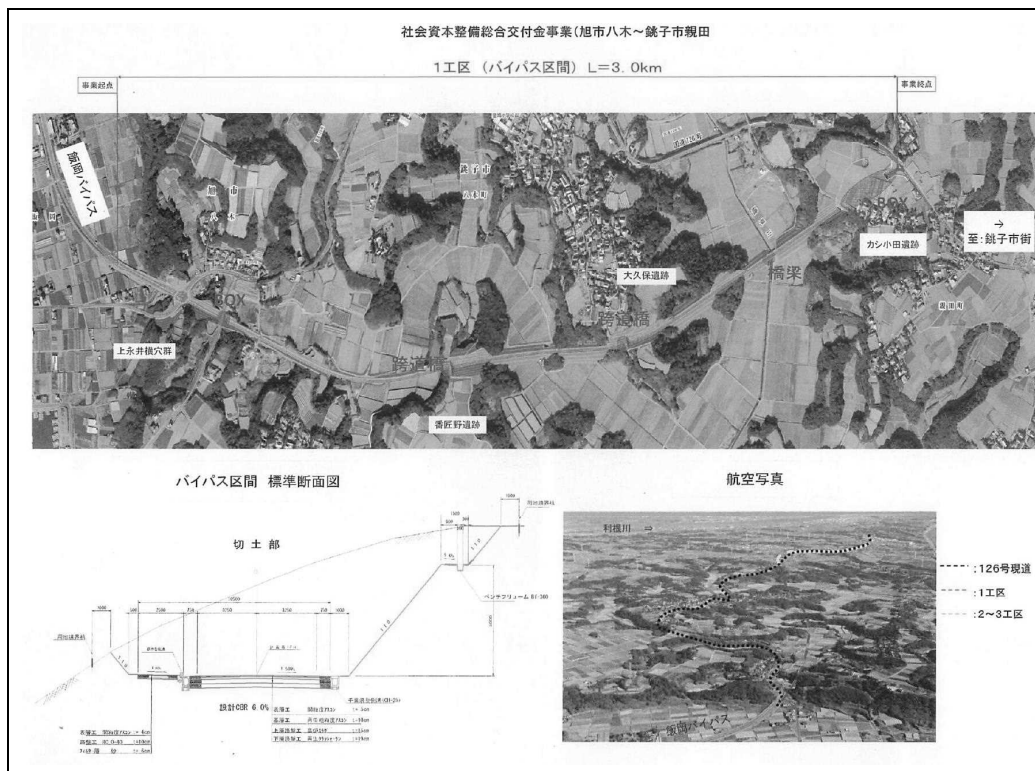
社会資本整備総合交付金工事（八木拡幅道路改良工その2）（国）126号（本項において、以下「本工事」という。）は、国道126号八木拡幅事業の中の1工区（延長3.0km）の2車線バイパス整備の一部を構成する工事であり、上記の事業目的を達成するために必須の工事である。

【八木拡幅事業の全体像】



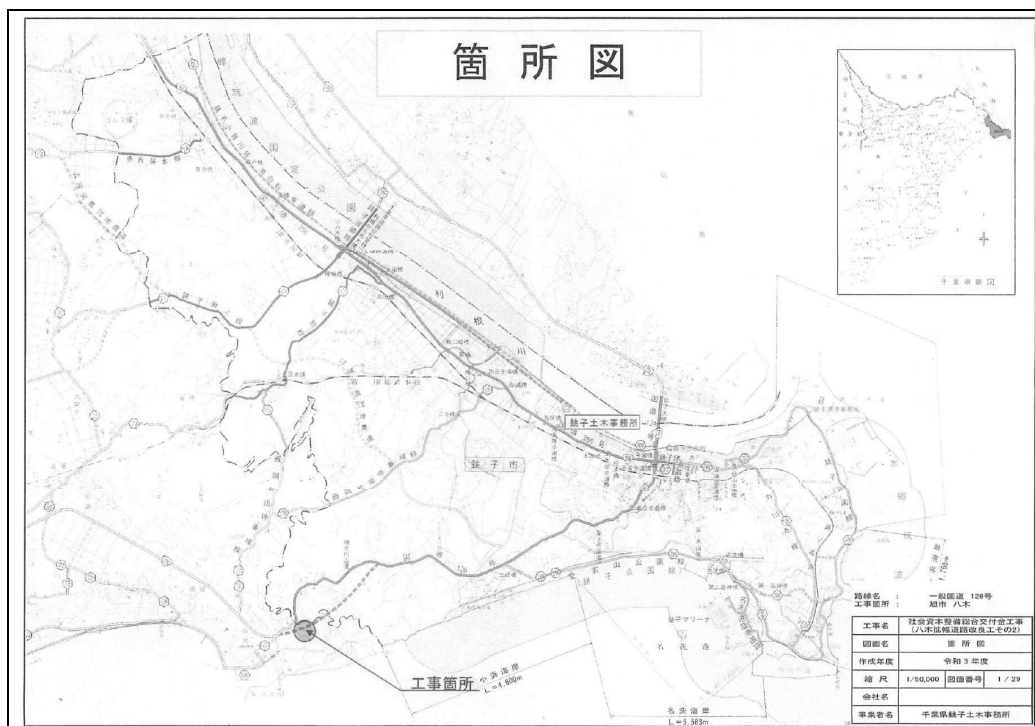
出典：千葉県ホームページ

【八木拡幅事業 1 工区の概要図】



出典：銚子土木事務所提出資料

【本工事の工事箇所】



出典：銚子土木事務所提出資料

② 工事内容

工事延長 L=360m

掘削工 V=7,500 m³

掘削工 (ICT) V=9,600 m³

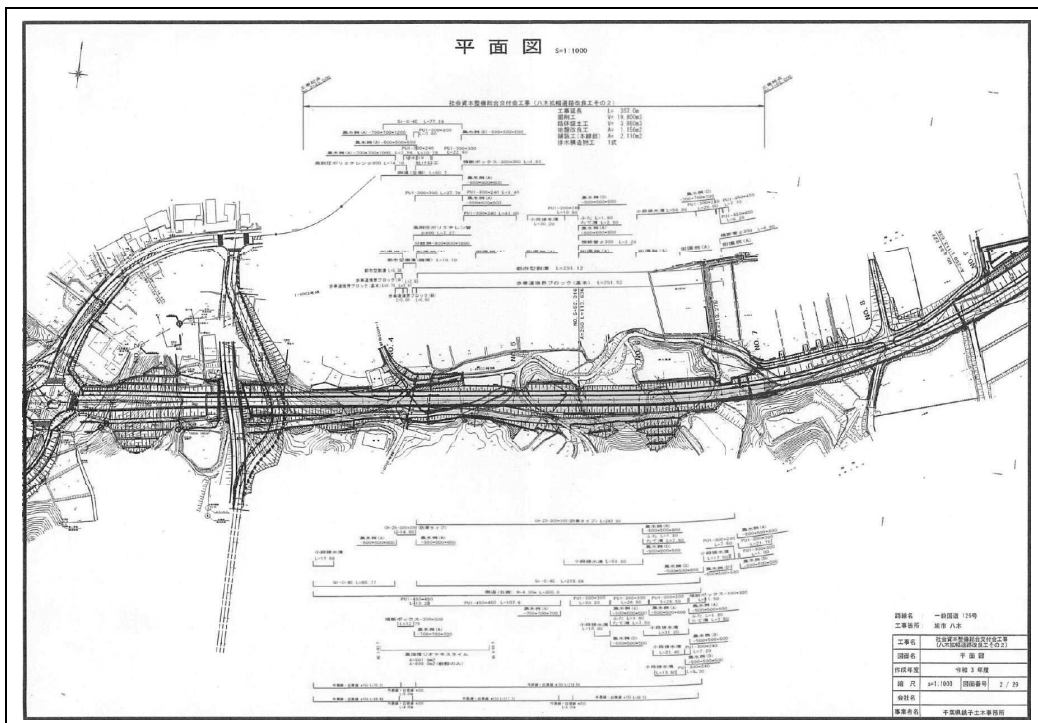
路体盛土工 V=3,640 m³

地盤改良工 A=1,567 m²

排水構造物工 1 式

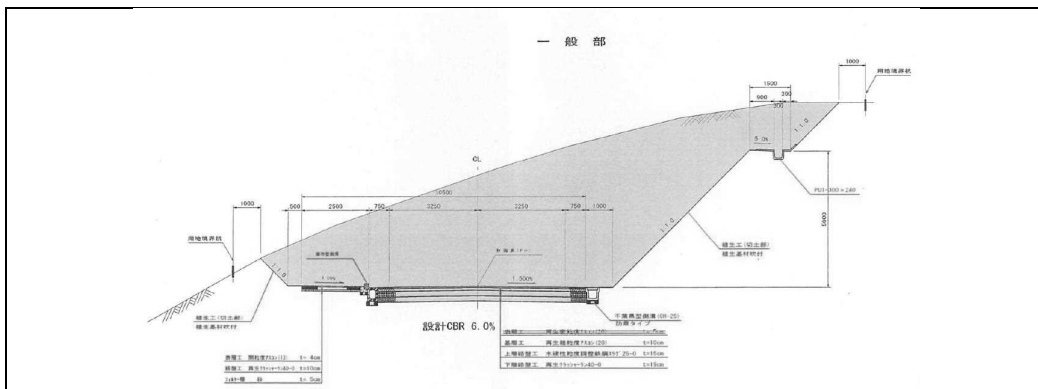
路床盛土 V=3,310 m³

【平面図】



出典：銚子土木事務所提出資料

【断面図】



出典：銚子土木事務所提出資料